

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

(無線設備規則の一部改正)

第一条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 [略]

[2~21 略]

22 施行規則第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信(以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。)を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
[略]	[略]
二、五〇五MHz以上二、五三一五MHz未満	陸上移動局又は携帯局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値
[略]	[二 略]

[23~29 略]

第四十九条の三十 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局、携帯基地局、陸上移動局若しくは携帯局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、次のとおりであること。

イ 基地局から陸上移動局へ送信を行う場合又は携帯基地局から携帯局へ送信を行う場合にあっては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式であること。

ロ 陸上移動局から基地局へ送信を行う場合又は携帯局から携帯基地局へ送信を行う場合にあっては、直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ハ 陸上移動局相互間の通信を行う場合又は携帯局相互間の通信を行う場合にあっては、イに定める方式及びロに定める方式であること。

ニ チャンネル間隔は、次のとおりであること。

改正前

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 [同上]

[2~21 同上]

22 [同上]

周波数帯	副次的に発する電波の限度
[同上]	[同上]
[同上]	陸上移動局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)七〇デシベル以下の値
[同上]	[二 同上]

[23~29 同上]

第四十九条の三十 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあっては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあっては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

[号の細分を追加]

[号を追加]

イ 周波数インターリーブを行う場合にあつては、五MHzであること。

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、五五五kHz、六二五kHz、七一四kHz、八三三kHz、

一・二五MHz、一・六六MHz、二・五MHz又は五MHzであること。

【略】

四 基地局と通信を行う個々の陸上移動局又は携帯基地局と通信を行う個々の携帯局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

五 周波数インターリーブを行う場合にあつては、分割数（周波数インターリーブを行わない場合であつてチャンネル間隔が五MHzのときに使用するサブキャリアの総数を周波数インターリーブの対象となるサブキャリアの総数で除して得た商に相当する数をいう。以下この条において同じ。）が二から九までであること。

2 前項の基地局又は携帯基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

【一 略】

二 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

イ 周波数インターリーブを行う場合にあつては、次の表の上欄に掲げる分割数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

分割数	空中線電力
二	一〇ワット
三	六・六六ワット
四	五ワット
五	四ワット
六	三・三三ワット
七	二・八五ワット
八	二・五ワット
九	二・二二ワット

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

チャンネル間隔	空中線電力
五五五kHz	二・二二ワット

【同上】

三 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

【号を追加】

2 前項の基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

【一 同上】

二 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下であること。

【号の細分を追加】

五 MHz	二・五 MHz	一・六六 MHz	一・二五 MHz	一 MHz	八三三 kHz	七一四 kHz	六二五 kHz
二〇ワット	一〇ワット	六・六六ワット	五ワット	四ワット	三・三三ワット	二・八五ワット	二・五ワット

〔三略〕

四 隣接チャネル漏えい電力は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、それぞれ搬送波の周波数から同表の中欄に掲げる周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に放射される電力が搬送波電力より三〇デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から同表の中欄に掲げる周波数に二を乗じた周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に放射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低い値であること。

一・六六 MHz	一・二五 MHz	一 MHz	八三三 kHz	七一四 kHz	六二五 kHz	五五五 kHz	チャネル間隔
一・六六 MHz	一・二五 MHz	一 MHz	八三三 kHz	七一四 kHz	六二五 kHz	五五五 kHz	周波数
一・六 MHz	一・二 MHz	〇・九六 MHz	八〇〇 kHz	六八六 kHz	六〇〇 kHz	五三四 kHz	周波数幅

〔三同上〕

四 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五 MHz 離れた周波数の（±）二・四 MHz の帯域内に放射される電力が搬送波電力より三〇デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から一〇 MHz 離れた周波数の（±）二・四 MHz の帯域内に放射される電力が搬送波電力より五〇デシベル以上低い値であること。

〔表を追加〕

五 MHz	二・五 MHz	五 MHz	二・五 MHz
		四・八 MHz	二・四 MHz

3 第一項の陸上移動局又は携帯局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

Ⅰ 周波数インターリーブを行う場合にあつては、次の表の上欄に掲げる分割数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

	分割数	空中線電力
二		二・五ワット
三		一・六六ワット
四		一・二五ワット
五		一ワット
六		八三三ミリワット
七		七一四ミリワット
八		六二五ミリワット
九		五五五ミリワット

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

	チャンネル間隔	空中線電力
五五五 kHz		五五五ミリワット
六二五 kHz		六二五ミリワット
七一四 kHz		七一四ミリワット

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

二 送信装置の空中線電力は、五ワット以下であること。

〔号の細分を追加〕

五 MHz	二・五 MHz	一・六六 MHz	一・二五 MHz	一 MHz	八三三 kHz
五ワット	二・五ワット	一・六六ワット	一・二五ワット	一ワット	八三三ミリワット

〔三略〕

四 隣接チャネル漏えい電力は、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、それぞれ搬送波の周波数から同表の中欄に掲げる周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に放射される電力が搬送波電力より二一デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から同表の中欄に掲げる周波数に二を乗じた周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に放射される電力が搬送波電力より四一デシベル以上低い値であること。

五 MHz	二・五 MHz	一・六六 MHz	一・二五 MHz	一 MHz	八三三 kHz	七一四 kHz	六二五 kHz	五五五 kHz	チャネル間隔
五 MHz	二・五 MHz	一・六六 MHz	一・二五 MHz	一 MHz	八三三 kHz	七一四 kHz	六二五 kHz	五五五 kHz	周波数
四・八 MHz	二・四 MHz	一・六 MHz	一・二 MHz	〇・九六 MHz	八〇〇 kHz	六八六 kHz	六〇〇 kHz	五三四 kHz	周波数幅

〔三同上〕

四 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五 MHz 離れた周波数の(±)二・四 MHz の帯域内に放射される電力が搬送波電力より二一デシベル以上低い値であり、かつ、搬送波の周波数から一〇 MHz 離れた周波数の(±)二・四 MHz の帯域内に放射される電力が搬送波電力より四一デシベル以上低い値であること。

〔表を追加〕

別表第二号 (第6条関係)	別表第二号 (第6条関係)
【第1～第56 略】	【第1～第56 同上】
<p>第 57 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局又は 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ次に定める値とする。</p>	<p>第 57 200MHz 帯広帯域移動無線通信を行う無線局及び 200MHz 帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、<u>4.9MHz</u>とする。</p>
1 <u>チャネル間隔が 555kHz のもの</u>	【第 57 の細分を追加】
2 <u>チャネル間隔が 625kHz のもの</u>	
3 <u>チャネル間隔が 714kHz のもの</u>	
4 <u>チャネル間隔が 833kHz のもの</u>	
5 <u>チャネル間隔が 1 MHz のもの</u>	
6 <u>チャネル間隔が 1.25MHz のもの</u>	
7 <u>チャネル間隔が 1.66MHz のもの</u>	
8 <u>チャネル間隔が 2.5MHz のもの</u>	
9 <u>チャネル間隔が 5 MHz のもの</u>	
【第 58～第 72 略】	【第 58～第 72 同上】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

装 置		周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発信器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	相互変調特性 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	局部発信器の周波数変動	低周波発信器 直線検波器	歪率雑音計

[注1～23 略]

【イ・ウ 略】

【一・三 略】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

[略]

[注1～3 略]

4 [略]

特定無線設備の種類	記号
-----------	----

装 置		周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発信器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	相互変調特性 標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	局部発信器の周波数変動	低周波発信器 直線検波器	歪率雑音計

[注1～23 同上]

【イ・ウ 同上】

【一・三 同上】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

[同上]

[注1～3 同上]

4 [同上]

特定無線設備の種類	記号
-----------	----

[略]	[略]
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	Z U
第2条第1項第61号の2に掲げる無線設備	W S
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	C T
第2条第1項第62号の2に掲げる無線設備	X S
[略]	[略]

[5 略]

[同上]	[同上]
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	Z U
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	C T
[同上]	[同上]

[5 同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている第一条の規定による改正前の設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の三十に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の設備規則（次項において「新設備規則」という。）第四十九条の三十の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条において「技術基準適合証明等」という。）により表示が付されている旧設備規則第四十九条の三十に規定する技術基準に係る無線局の無線設備は、新設備規則第二十四条第二十二項及び第四十九条の三十に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されている無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の証明規則（次項において「旧証明規則」と

いう。) 第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備は、それぞれ第二条の規定による改正後の証明規則(次項において「新証明規則」という。) 第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備とみなす。

4 この省令の施行の際現になされている旧証明規則第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ新証明規則第二条第一項第六十一号又は第六十二号の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

